

2021年度三六協定に関する交渉における留意点

2021年度三六協定に関する交渉の時期を迎えるが、新型コロナウイルス感染症感染予防の取組として、職場や社員の安全確保に十分配慮することとし、労使双方が、特に次の点に十分留意して対応することとする。

記

1 交渉の場を持つ場合には、会社の方針として「会議等に社員招集が必要な場合は、招集人数を最少人数」「開催時間の短時間化」等とされていることを踏まえ、交渉委員全員の出席にこだわることなく、できるだけ出席委員の人数を絞るなどにより、ソーシャルディスタンスをしっかりと確保するよう努めた上で開催すること。

また、発熱者、体調不良者は参加させないことに加えて、出席者は交渉前に石けんによる手洗い（又はアルコール消毒）を行い、マスクを着用するとともに、換気に留意し、出席者間の一定の距離の確保や対面に座らないように工夫すること。

2 交渉の場が長時間に及ぶことがないように、事前に必要事項を支部の窓口で十分整理しておく等、効率的な交渉となるよう対応すること。

3 その他、各社で周知されている新型コロナウイルス感染症感染予防の取組の各対策に沿って対応すること。

以上